〈図書紹介〉

所功著

『天皇の歴史と法制を見直す』

八禮 旦 雄

はじめに

において、たびたび意見を求められ、それに関し 儀式を中心とした法制文化史の研究者であると同 時に、元号法及び国旗・国歌法の成立に際して著 書を刊行し、また平成から令和にかけて複数回行 われた皇室制度に関する有識者会議やヒアリング

する研究の成果と現実の課題及び解決策を世に問告がよいで表に、当面必要な改善案も提示する。 ここにおいて氏は、皇室制度に関無述しながら、当面必要な改善案も提示する。 おいっとある。 ここにおいて氏は、皇室制度に関系を解されて、とある。 ここにおいて氏は、皇室制度に関系を解述しながら、当面必要な改善案も提示する。

一、本書の内容

われたのである。

はじめに――天皇・皇室への関心まず、以下にその目次を示す。

前篇 歴代天皇の継承と宮廷文化序 「天皇」「皇室」とは何か

ヤマト朝廷の「マツリゴト」

記紀「神話」

の建国物語

平安から幕末までの天皇飛鳥・奈良時代の「女帝」

四三

たと言えよう。

5

·現実の問題を動かし、また動かそうとされてき

問題から研究課題を得るとともに、

研究の成果か

ての著書も複数著されている。氏の活動は現実の

六 近現代の主要な宮廷文化 明治以降の天皇・皇后と皇族

後篇 近現代の法制度に見る天皇

七 明治の『皇室典範』と皇室令制

八戦後の憲法と新『皇室典範』

むすび――立憲君主制の長所

十 九

『皇室典範特例法』と「付帯決議皇室関連法の整備と典範改正論

譜/図表一覧/人名索引/皇室関係の〈付録〉歴代天皇の略系図/歴代天皇の略年あとがき―― "天長地久"の願い

このほかに具体的な皇室史のトピックについて拙著一覧

の十四のコラムが掲載されている。

そのために「なるべく判り易いように語り口調で共に、その意義・真価を再発見することも意味し」、というでは、「見直す」を「史実・現実を再認識するとにある「見直す」を「史実・現実を再認識するといった。」

皇室関係の拙著一覧」があるのでそれを参照し、した内容となっている。ただ、あまりに一つ一つした内容となっている。ただ、あまりに一つ一つしれない。詳しく知りたい場合は巻末に「付録Vしれない。詳しく知りたい場合は巻末に「付録V

の総決算であり、同時に簡便な手引書とも言える。通じて構築された「所法制文化史」「所皇室論」

個別の問題について知識を深めていかれるのがよ

いと思う。その点では本書は昭和・平成・令和を

神話からヤマト朝廷の成立過程を読み解き、おおいて、簡潔に説明を行う。そして前編では、記紀の意章において、「天皇」「皇室」という言葉につの総決算であり、同時に簡便な手引書とも言える。

入り多くの女帝が出現した過程とその意義についを論じる。そして六世紀以降の飛鳥・奈良時代にる崇神天皇を経て、以後のヤマト朝廷の発展過程り、纏向遺跡の存在から、三世紀ごろに推定され

むね一世紀ごろと推定される神武天皇にはじま

後

編では、そのようにして成立・展開した近現

摂関政治・院政、そして幕府による武家政治など、 政治のあり方がたびたび変化し、また皇室自体も たびたびの苦難に見舞われてきた歴史を振り返っ ている。その中で、皇室は政治的実権を失ううが、 一方で文化や精神の面で指導的な立場を維持し、 また皇族の臣籍降下(源氏・平氏)や世襲宮家な どの制度を用いることでその地位を保つことに成 功した。それが幕末の復権につながったという経 緯をわかりやすく説明している。

て解説を加え、

その後、

平安時代に入り、

親政

より 度が、 性がある)ことを歴史的に明らかにしている。 その時代ごとの皇室とそれを支えた人々の努力に 成・令和の皇室の、 る。 そして明治維新の後は、 生み出されて来た(そして今後も改善の可 これにより、 ある段階で完全に成立したものではなく 現在につながる近現代皇室制 その時代ごとの活動を論じて 明治 大正 昭 和 能 平

> 憲法』 と、今後の課題となる「附帯決議」について、 にかけての皇位継承と関係する「皇室関係特例法」 どの皇室関連法の整備と、 行われた「国事行為の臨時代行法」「元号法」 大正 代の皇室制度につい 回行われた典範改正の試み、さらに平成から令和 もに作成された『皇室典範』、そして昭和時 される皇室令、 ・昭和にかけて整備された「登極令」に代表 と相並んで成立した『皇室典範』と明治 そして戦後の て、 明治時代に『大日本帝 平成時代に入り、 『日本国憲法』とと 複数 代に 玉

成 長所があるとし、 について、 皇制もその一類型と考えられる立憲君主 る」具体例をあげて論じている。 氏 そして「むすびに」では、 ・令和の天皇について「見事に体現しておら の議論を引用 継続性・公平性・道徳性という面 歴代の天皇、 V ったん断絶すれば取り返 現在の日本の象徴 特に昭 一方で、 和天皇と平 制 市村 0 意義 真 天 者の経験も含めて述べられている。

しがつかず、また君主に求められる資質があまり となれば幸いとして全体を締めくくっている。 び皇室と国民の融和が必要とし、本書のその一助 制度の継続を可能たらしめるために国民の啓発及 にも厳しいことが短所 し、そのためには天皇(君主)の資質を維持し、 (制度的な問題) であると

二、本書の提起したもの

鋭い警告を発している。 今まで論じてきた内容を踏まえて、以下のような 書であるにとどまらない。第十章の最後に著者は しかし、本書は単なる皇室の歴史・文化の解説

ないと思われます。なぜなら、日本の皇室に のんみを絶対視するのは、本質的に適切では とさら「男系」「女系」を持ち出し、「男系」 す。……しかし、皇位継承を論ずる際に、こ の議論を避けようとしているように見えま 政府の有識者会議すら、本命の「皇位継承

> は古来、氏も姓もない、ことが他国の王室に も含む「皇統に属する皇族」であることこそ 類例のない特徴であり、「男系」も「女系」

の子孫が皇位を継承され、王朝の交替がなく、 別は、中国伝来の姓氏観念に基づいています。 最も重視すべき案件だからです。 ……しかし、日本では……神武天皇以来、そ いわゆる男系(父系)と女系(母系)の区

前述のとおり、皇室には氏姓も家名もなく、 そこで、あらためて歴史を振り返りますと、 その一系の王朝には氏姓がありません。・・・・

するのは)男性皇族が大多数を占めてきまし とんどありません・・・・長い間、 皇位の継承者を男系に限る(女系を除く)と で承け継がれてきたとみられる形になりまし たので、結果的に系譜化すれば男系 いうような議論も明文も、 ・・・・これは絶対的な原理でなく相対的な 明治の初めまでほ (皇位を継承 (父系)

これは現在の歴史・法制の研究においても(神原則だ、といってよいと存じます。・・・・」

共有されている内容である。それを踏まえ著者は、武天皇の実在についてなどの論点はあるが)広く

「私の結論は、・・・・歴史と現実を直視する
ことにより、今後の皇位継承は、男系の男子
に限定せず、男系女子にも母系男女にも公認
してよいが、男子皇族がおられたら優先的に
承け継ぎうるようにする案を提示してきまし

の永続をはかってほしいと願っております。」を三十年先に代替りがあるころまでに、状況の変化を踏まえて再修正を加えながら、皇位の変化を踏まえて再修正を加えながら、皇位の永続をはかってほしいと願っております。」

処方箋は著者が二十五年前に、皇室ジャーナリスついての現実的な「処方箋」である。問題はこの実に過不足のない、今日の皇位継承の問題点に

がら、我が国の政府と国民は、皇位継承の危機をれていることで、以後、複数のチャンスがありな(文春新書、その後増補版が刊行)において示さ

トとして知られる高橋紘氏との共著『皇位継承』

克服することなく、今日まで至っている。

歴史を

それにもかかわらず、政府と国民は、皇室を賛このままでは行き詰まることは明らかである。義は大きく、法制を直視すれば、現行皇室制度がありかえれば、今日の日本において皇室のもつ意

美し、その職務と責任を担わせつつ、その制度の

ならない。その観点からも「歴史と法制を見直す」また成長・加齢がある人間であることを忘れてはのであるが、それを担われる方々には感情もあり、皇室は歴史を積み重ね、法制により維持されるも問題を放置したまま、時だけが残酷に過ぎていく。

べきだ、という本書は警告と叱咤の書でもある。

藤原書店、令和五年)